

入札関係要綱改正等による変更について（お知らせ）

令和2年度の入札から次の変更を予定しておりますのでお知らせします。

1. 北秋田市競争入札事務等取扱要綱の改正

配置技術者の配置要件を次のとおり変更します。

5,000万円未満の工事	原則として1級又は2級の施工管理技士
8,000万円未満の工事	
5,000万円以上の工事	原則として1級の施工管理技士
8,000万円以上の工事	

（配置する技術者の資格）

第40条 工事の施工にあたって配置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、次の資格を有する者とする。

- （1） 8,000万円未満の工事の施工に当たっては、原則として1級又は2級の施工管理技士
- （2） 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級の施工管理技士

2. 解体工事の最低制限価格等の設定について

現在、北秋田市建設工事最低制限価格制度実施要綱第2条第2項及び北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第2条第2項の規定を適用し、解体工事を同要綱の対象外工事として取り扱っておりましたが、建設業法の専門工事に解体工事が設定され、事故防止、品質の確保がさらに求められてきたことから、令和2年度から適用対象工事として取り扱います。

<p>○北秋田市建設工事最低制限価格制度実施要綱 （適用対象工事）</p> <p>第2条 最低制限価格制度の適用対象工事は、競争入札に付する設計金額が250万円以上の工事で、北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成22年3月10日告示第11号）に基づく低入札価格調査制度の適用対象工事以外のものに適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により本要綱の適用対象とすることが適当でない認められる場合は、本要綱の対象としないことができる。</p> <p>○北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱 （適用対象工事）</p> <p>第2条 低入札価格調査制度の適用対象工事は、競争入札に付する設計金額が2,500万円（建築一式工事の場合には、5,000万円。以下同じ。）以上の工事とする。ただし、設計金額が2,500万円未満の工事であっても、特に必要があると認められる場合には、</p>
--

この要綱を適用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計金額が2,500万円以上の工事について、工期上の理由等により必要があると認められるとき又は工事の性格等により低入札価格調査を行うことが適当でないと思われる場合は、本要綱の対象としないことができる。

3. 適用年月日

上記2点の変更は、令和2年4月1日以降に執行される入札会からの適用を予定しています。